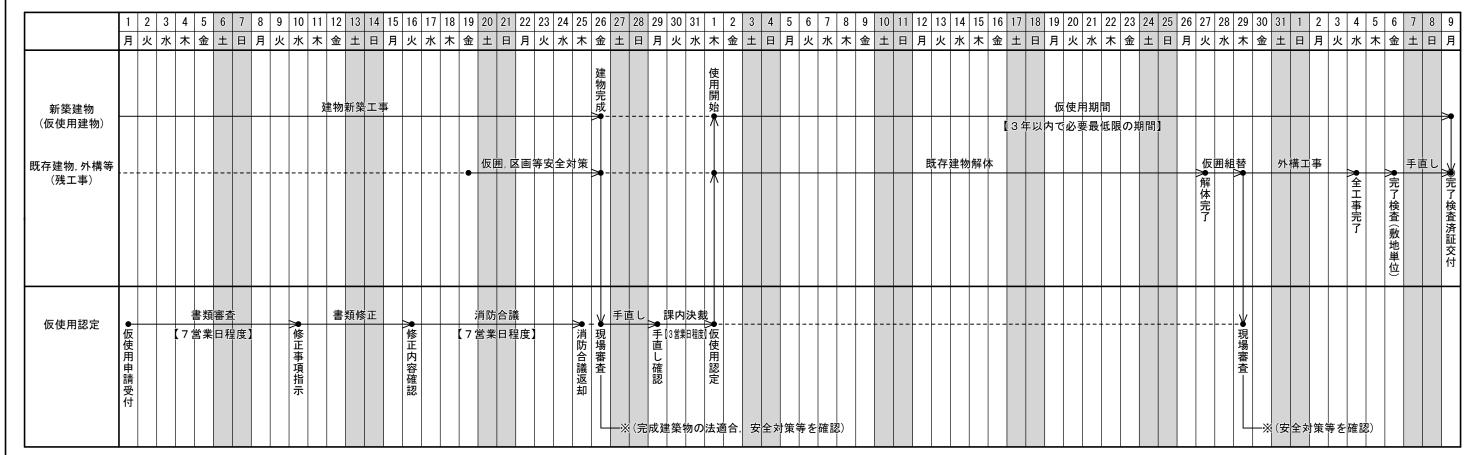
仮使用認定申請の流れ

(※掲載している審査期間等については目安です)

・完了検査済証の交付を受ける前に、完成した建築物を使用する場合(既存建物の解体、外構工事等が終了していない状態で、完成した建物を先に使用する場合など)



・増築工事等にかかる建築物の工事部分以外の建築物の部分を、工事着手の時から使用する場合(増築工事により既存部分の避難施設等に関する工事が発生するため、工事着手時から既存部分を仮使用する場合など)

